中小企業をイジめるような 無理な取引は見逃しません!

たとえば、そのお困りごと

休日労働が心配な事業主のBさん

納期までの期間が短すぎて、休日に作業させるしかない… でも、受注単価は据え置きか……



予定どおりに請負代金を払ってもらえない… 従業員に賃金を払えなくなるかも……



賃金の支払に困る事業主の A さん

下請取引が原因ではありませんか?

CHECK

以下のような行為は「下請法」※で禁止されています!

(※)下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)

- □ 買いたたき
- □ 不当な給付内容の変更・やり直し
- □ 下請代金の減額
- □ 不当な経済上の利益の提供要請
- □ 商品の受領拒否
- → 裏面の「項目3」もご参照ください。



親事業者による下請法違反が疑われる場合には…

- □ <u>労働基準監督署</u>では、ご相談への対応だけでなく、 下請法違反を調査している<u>公正取引委員会・中小企業庁</u>へ ご相談の取次ぎを行っています(下図参照)。
- □ お困りの場合は、①②いずれかの方法でお知らせください。
 - ① 管轄の労働基準監督署にご相談ください。
 - ② 裏面のシートにご記入のうえ、FAX 又は郵送してください。 ※シートは匿名でお送りいただくことも可能です。

下請 事業者 相談 匿名表可

労働基準監督署

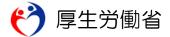
取次ぎ ■ 歴名も可

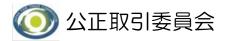
公正取引委員会 中小企業庁 調査·指導

相談·通報は秘匿

親 事業者

- 労働基準監督署から公正取引委員会・中小企業庁への取次ぎは、下請事業者名を匿名とすることも可能です。
- 公正取引委員会・中小企業庁が親事業者に調査を行う場合、ご相談があったことは明かしません。
- ▶ 公正取引委員会及び中小企業庁では、インターネットによる下請法の違反の申告も受け付けています。 https://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/cyuishitauke.html https://www.shinkoku.go.jp/shinkoku/







送信先の労働基準監督署はこちら→		

下請取引に関する確認シート

1	あなが	たの会	社について
• 1	会 社	名	(代表者)
•]	所 在	地	<u> </u>
•	連 絡	先	(電話番号) ()
	資 本	金	万円 【記入必須 】
•	通報の	対象と	
(① 製	造委託	② 修理委託 ③ ソフトウェアやデザインなど情報成果物作成委託
(4 運	送やビノ	レメンテナンスなど役務提供委託 ⑤ その他
			となる親会社 (下請法で規定する「親事業者」) について 【記入必須】
- 1	会 社	名	□ 本店 □ 支店 □ 営業所 □ 工場
			※通報の対象となる親会社の会社名が未記入の場合には通報として受理できません。
•]	所 在	地	<u> - </u>
3_			社の「お困りごと」の内容について 【記入必須】
		たたき 納期を	ー 一方的に短縮され、そのために増加する費用(残業代や作業員の増員等)について協議
			もらえず、下請代金を当初の単価に据え置かれた。など
		代金の	
			責任がないのに、あらかじめ決められた下請代金を値引き(減額)された。 相当額を支払ってもらえなかった。など
			内容の変更、やり直し た後にやり直しや追加作業を行わされたが、その作業に要した費用を負担してもらえな
		った。	
		拒否	
	(例)	当方に	責任がないのに、商品の発注を受けたあとに、その商品の受領を拒否された。など
			上の利益の提供要請
	(例)	親会社	のために、金銭(例:協賛金)や労働力(例:応援店員)などを提供させられた。など
チ	ェック	を付け	た「お困りごと」の内容について、時期や状況などを具体的に記載してください。
f*****	***************************************	***************************************	
š			
4	このi	通報に	ついてあなたに連絡させていただきたい場合の連絡先
		名	
		先	_(電話番号)
•	_		、て調査を行うとき、あなたの会社から通報があったことを明らかにすることについて •
		「必須」	
		明らか	にしないでほしい(匿名希望) ロー明らかにしてもよい